

(趣旨)

第一条 この規則は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「政令」という。）建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「省令」という。）及び建築基準法施行条例（昭和三十六年千葉県条例第三十九号。以下「施行条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(書類の提出)

第二条 法、政令、省令、施行条例及びこの規則により知事又は建築主事に提出する申請書又は届書（法第七条の三第一項の規定による検査の申請書及び第九条の二の規定による工事監理者決定等届を除く。以下同じ。）は、千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十二年千葉県条例第一号）第二条の規定により、当該道路、建築物、建築設備若しくは工作物の敷地又は建築協定区域の所在地の市町村に提出するものとする。

2 前項の申請書又は届書のうち、その申請又は届出に係る建築物、建築設備若しくは工作物の敷地が二以上の行政区域にわたるものについては、その敷地を当該行政区域ごとに区分した場合にその最も広い部分を管轄する市町村に提出するものとする。

第三条 削除

(意見の聴取)

第四条 法第九条第三項及び第八項（これらの規定を法第十条第四項、法第四十五条第二項、法第八十八条第一項から第三項まで、法第九十条第三項及び法第九十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取の請求は、文書によらなければならない。

2 知事は、前項の意見の聴取並びに法第四十六条第一項及び法第四十八条第十五項の規定による意見の聴取（以下「意見の聴取」という。）を行うことによつて生ずる意見の聴取を受ける者に係る費用は弁償しない。

(公聴会)

第四条の二 法第九条第四項（同条第八項、法第十条第四項、法第四十五条第二項、法第八十八条第一項から第三項まで、法第九十条第三項及び法第九十条の二第二項において準用する場合を含む。第四条の四において同じ。）、法第四十六条第一項及び法第四十八条第十五項の規定による

公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、知事が指名する職員とする。

2 主宰者は、必要があると認めるときは、公聴会に参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。

（代理人）

第四条の三 法第四十六条第一項又は法第四十八条第十五項に規定する利害関係を有する者は、あらかじめ知事に届け出て公聴会に代理人を出頭させることができる。

（補佐人等）

第四条の四 意見の聴取を受ける者（代理人も含む。以下「被聴取者」という。）は、あらかじめ知事に届け出て、法第九条第四項の規定による公聴会にあつては補佐人、法第四十六条第一項又は法第四十八条第十五項の規定による公聴会にあつては証人又は自己に有利な参考人を出席させることができる。

（意見の聴取の放棄）

第四条の五 被聴取者が正当な理由なく公聴会に出頭しないときは、意見の聴取の機会を放棄したものとみなす。

（関係者の発言）

第四条の六 公聴会の出席者は、主宰者の許可がなければ発言することができない。

（記録等）

第四条の七 主宰者は、書記を指名し、意見の聴取の次第、内容の要点等を記録させなければならない。

2 主宰者は、公聴会終了後遅滞なくその経過につき、調書を作成し、知事に報告しなければならない。

（秩序の維持）

第四条の八 主宰者は、場内を整理し、その秩序を維持するため必要があると認められるときは、出席者又は傍聴人の入場を制限することができる。

2 主宰者は、意見の聴取の進行を妨げ、又は会場の秩序を乱す者に対し、退出その他意見の聴取の秩序を維持するため必要な事項を指示することができる。

（委任）

第四条の九 第四条から前条までの規定のほか、公聴会の運営に関し必要な事項は、主宰者が別に定める。

(標識による公告)

第五条 法第九条第十三項の規定による公告は、標識（別記第一号様式）を設置して行なう。

(確認申請書に添付する書類)

第六条 法第六条第一項に掲げる建築物の確認申請書には別表に掲げる図書を添えなければならない。

(許可申請書)

第七条 施行条例第五十条の四第二項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、許可申請書（別記第三号様式）を知事に提出しなければならない。

2 省令第十条の四第一項及び第四項に規定する許可申請書並びに前項の許可申請書には、省令第一条の三第一項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図その他必要な資料のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める図書を添付しなければならない。

一 次に掲げる許可の申請をする場合その他知事が必要と認める場合 省令第一条の三第一項に規定する日影図

イ 法第四十八条第一項から第九項までのただし書及び第十一項ただし書（法第八十七条第二項若しくは第三項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可

ロ 法第五十五条第三項及び第四項各号の規定による許可

ハ 法第五十六条の二第一項ただし書の規定による許可

ニ 法第五十八条第二項の規定による許可

ホ 施行条例第五十条の四第二項ただし書の規定による許可

二 工場の用途に供する建築物に係る許可の申請の場合 工場調書

3 省令第十条の四第一項に規定する許可関係規定による許可、同条第四項に規定する工作物許可関係規定による許可及び施行条例第五十条の四第二項ただし書の規定による許可を受けた事項の範囲内において許可を受けた内容を変更しようとするときは、設計変更申請書（別記第五号様式）に省令第十条の四第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の通知書又は許可通知書（別記第三号様式）及び変更図書を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 知事は、施行条例第五十条の四第二項ただし書の規定による許可をするときは許可通知書により、前項の規定による承認をするときは設計変更承認通知書（別記第五号様式）により当該申請者に通知するものとする。

第八条 削除

(名義変更届)

第九条 確認、許可又は認定（以下「確認等」という。）を受けた建築物、建築設備又は工作物に係る工事が完了する前に当該建築物、建築設備又は工作物の建築主、設置者又は築造主（以下「建築主等」という。）の変更があつたときは、変更後の建築主等は、名義変更届（別記第六号様式）に当該建築物、建築設備又は工作物の確認等を証する書類を添えて知事又は建築主事に届け出るものとする。建築主等の住所又は氏名に変更があつたときも同様とする。

2 知事又は建築主事は、前項の規定による届出を受理したときは、名義変更受理通知書（別記第六号様式）により当該建築主等に通知するものとする。

（工事監理者決定等届）

第九条の二 確認を受けた建築物、建築設備又は工作物の建築主等は、建築士である工事監理者を定めたとき、若しくはこれを変更したとき、又は工事施工者を定めたとき、若しくはこれを変更したときは、工事監理者決定等届（別記第六号様式の二）により建築主事に届け出るものとする。工事監理者又は工事施工者の住所若しくは氏名に変更があつたときも同様とする。

2 建築主事は、前項の規定による届出を受理したときは、工事監理者決定等受理通知書（別記第六号様式の三）により当該建築主等に通知するものとする。

（申請書の取下げ届）

第十条 確認等の申請書、第十四条の三第一項に規定する道路指定申請書又は第十五条第一項に規定する道路位置指定申請書を提出した建築主等は、知事又は建築主事が当該申請について確認等の処分をする前に当該確認等の申請書、第十四条の三第一項に規定する道路指定申請書又は第十五条第一項に規定する道路位置指定申請書を取り下げようとするときは、取下げ届（別記第七号様式）により行うものとする。

（取りやめ届）

第十一条 確認等を受けた建築主等は、当該建築物、建築設備及び工作物の工事又は仮使用を取りやめたときは、取りやめ届（別記第八号様式）に確認済証等を添えて知事又は建築主事に届け出るものとする。

（建築物の建築に関する確認の特例に係る施行条例の規定）

第十一条の二 政令第十条第三号ハ及び第四号ハの規定により、施行条例の規定のうち建築物の建築に関する確認の特例に係る規則で定める規定は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定とする。

一 政令第十条第三号に掲げる建築物 施行条例第四十五条及び第四十六条の規定

二 政令第十条第四号に掲げる建築物 施行条例第四十五条及び第四十六条第三号の規定

(特定建築物の指定及び定期報告)

第十二条 法第十二条第一項の規定により指定する特定建築物は、次の各号に掲げるもの（避難階以外の階を法別表第一（い）欄（一）項から（四）項までに掲げる用途に供しないものを除く。）とする。

- 一 地階（階数が三以上の建築物の地階に限る。次号、第三号イ及び第六号において同じ。）又は三階以上の階を法別表第一（い）欄（一）項に掲げる用途（屋外観覧場を除く。）に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のもの
- 二 地階又は三階以上の階を病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。次条第六項において同じ。）、ホテル又は旅館の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のもの
- 三 政令第百十五条の三第一号に規定する児童福祉施設等の用途（定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件（平成二十八年国土交通省告示第二百四十号）第一第二項に規定する高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途（次条第六項において「高齢者等就寝用途」という。）を除く。）に供する建築物で、次のいずれかに該当するもの
 - イ 地階又は三階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のもの
 - ロ 地階又は三階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの
 - ハ 二階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートル以上のもの
- 四 学校又は学校に附属する体育館の用途に供する建築物で、次のいずれかに該当するもの
 - イ 三階以上の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの
 - ロ その用途に供する部分の床面積の合計が二千平方メートル以上のもの
- 五 三階以上の階を法別表第一（い）欄（三）項に掲げる用途に供する建築物（前号に掲げる建築物を除く。）で、その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のもの
- 六 地階又は三階以上の階を法別表第一（い）欄（四）項に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のもの

2 省令第五条第一項の規定による定期報告の時期は、次の表の上欄に掲げる建築物についてそれぞれ当該中欄に掲げる時期を始期とし、当該下欄に掲げるとおりとする。

建築物	定期報告の時期	
政令第十六条第一項第一号から第三号まで及び前項第一号から第三号までに掲げる建築物（法別表第一（い）欄（四）項に掲げる用途に供する建築物を除く。）	令和二年五月一日から末日までの間	二年ごとの五月一日から末日までの間
政令第十六条第一項第四号並びに前項第四号及び第五号に掲げる建築物	令和二年八月一日から末日までの間	三年ごとの八月一日から末日までの間
政令第十六条第一項第三号及び前項第六号に掲げる建築物（法別表第一（い）欄（四）項に掲げる用途に供する建築物に限る。）	令和三年十月一日から末日までの間	二年ごとの十月一日から末日までの間

3 政令第十六条第一項各号及び第一項各号の二以上に該当する用途の建築物については、当該各号のそれぞれの用途に供する部分の床面積の合計又は建築物全体の安全の確保を勘案してその主要な用途に供する建築物として適用する。

4 省令第五条第三項本文に規定する報告書、定期調査報告概要書及び調査結果表は、報告の日前三月以内に調査し、作成したものでなければならない。

（特定建築設備等の指定及び定期報告）

第十三条 法第十二条第三項の規定により指定する特定建築設備等は、次の各号に掲げるものとする。

一 小荷物専用昇降機（籠が住戸内のみを昇降するものを除き、昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面よりも五十センチメートル以上高いものに限る。以下この条において同じ。）

二 建築設備（住戸内に設けたものを除く。以下この条において同じ。）のうち次に掲げるもの

で、政令第十六条第一項各号及び前条第一項各号に掲げる建築物に設けたもの

イ 法第三十五条又は法第三十六条の規定により設けた排煙設備（排煙機又は送風機を設けたものに限る。）

ロ 法第三十五条の規定により設けた非常用の照明装置（予備電源を照明器具に内蔵したものを除く。）

三 防火設備（随時閉鎖又は作動をできるもの（防火ダンパーを除く。）に限る。以下この条において同じ。）のうち、前条第一項各号に掲げる建築物に設けたもの

2 省令第六条第一項の規定による定期報告の時期は、次の各号に掲げる特定建築設備等について、それぞれ当該各号に定める時期とする。

一 政令第十六条第三項第一号に掲げる昇降機及び小荷物専用昇降機 法第十二条第三項の規定による報告を最初に行つた日の属する月に相当する月（最初に行う報告にあつては、法第七条第五項又は法第七条の二第五項（法第八十七条の四においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日から六月を経過した日以後六月の間）

二 前項第二号に掲げる建築設備 次の表の上欄に掲げる建築設備の区分に応じ、それぞれ当該中欄に掲げる時期（省令第六条第一項に規定する検査の項目にあつては、同表の上欄に掲げる建築設備の区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げる時期）

建築設備	定期報告の時期	
政令第十六条第一項第一号から第三号まで及び前条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物（法別表第一（い）欄（四）項に掲げる用途に供する建築物を除く。）に設けた建築設備	毎年五月一日から末日までの間	当該建築設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の五月一日から末日までの間
政令第十六条第一項第四号並びに前条第一項第四号及び第五号に掲げる建築物に設けた建築設備	毎年八月一日から末日までの間	当該建築設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の八月一日から末日までの間
政令第十六条第一項第三号及び前条第一項第六号に掲げる建築	毎年十月一日から末日までの間	当該建築設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の十月一日から末日ま

物（法別表第一（い）欄（四）項に掲げる用途に供する建築物に限る。）に設けた建築設備	での間
---	-----

三 政令第十六条第三項第二号及び前項第三号に掲げる防火設備 次の表の上欄に掲げる防火設備の区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げる時期

防火設備	定期報告の時期
政令第十六条第一項第一号から第三号まで及び前条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物（法別表第一（い）欄（四）項に掲げる用途に供する建築物を除く。）に設けた防火設備	毎年五月一日から末日までの間
政令第十六条第一項第四号並びに前条第一項第四号及び第五号に掲げる建築物に設けた防火設備	毎年八月一日から末日までの間
政令第十六条第一項第三号及び前条第一項第六号に掲げる建築物（法別表第一（い）欄（四）項に掲げる用途に供する建築物に限る。）に設けた防火設備	毎年十月一日から末日までの間

3 省令第六条の二の二第一項の規定による定期報告の時期は、次の各号に掲げる工作物について、それぞれ当該各号に定める時期とする。

一 政令第百三十八条第二項第一号に掲げる昇降機等 毎年三月一日から末日までの間

二 政令第百三十八条第二項第二号及び第三号に掲げる昇降機等（次号に掲げるものを除く。）
法第十二条第三項の規定による報告を行つた日の属する月に相当する月（最初に行う報告にあつては、法第八十八条第一項において準用する法第七条第五項又は法第七条の二第五項の規定による検査済証の交付を受けた日から六月を経過した日以後六月の間）

三 政令第百三十八条第二項第二号及び第三号に掲げる昇降機等でウォータースライドその他の特定の季節に限り使用するもの 毎年使用を開始する日の属する月の前月一日から末日までの間

4 省令第六条第三項本文又は省令第六条の二の二第三項本文に規定する報告書、定期検査報告概要書及び検査結果表は、報告の日前二月以内（前項第二号及び第三号に掲げる昇降機等で検査に相当の期間を要すると知事が認めるものにあつては、報告の日前一年以内）に検査し、作成したものでなければならない。

5 第二項各号に掲げる特定建築設備等又は第三項各号に掲げる工作物を変更し、廃止し若しくは

休止し、又は再開したときは、特定建築設備等変更（廃止・休止・再開）届（別記第十号様式の三）を知事に提出しなければならない。

- 6 病院若しくは診療所の用途又は高齢者等就寝用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超える建築物に設けた防火設備（第二項第三号に掲げる防火設備を除く。）については、政令第十六条第一項第三号に掲げる建築物（法別表第一（い）欄（四）項に掲げる用途に供する建築物を除く。）に設けた特定建築設備等で法第十二条第三項の規定により指定したものとみなして、第二項、第四項及び前項並びに次条第二項の規定を適用する。

（書類の保存期間）

第十三条の二 省令第六条の三第五項第二号の規定により定める省令第五条第三項に規定する書類の保存期間は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- 一 政令第十六条第一項第一号から第三号まで並びに第十二条第一項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる建築物 法第十二条第一項の規定による報告があつた日の属する月の翌月の初日から起算して二年間
- 二 政令第十六条第一項第四号並びに第十二条第一項第四号及び第五号に掲げる建築物 法第十二条第一項の規定による報告があつた日の属する月の翌月の初日から起算して三年間

- 2 省令第六条の三第五項第二号の規定により定める省令第六条第三項及び省令第六条の二の二第三項に規定する書類の保存期間は、法第十二条第三項の規定による報告があつた日の属する月の翌月の初日から起算して一年間とする。

（し尿浄化槽（そう）に係る区域の指定）

第十三条の三 政令第三十二条第一項第一号の規定により衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域は、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第八号に規定する処理区域以外の区域とする。

（児童福祉施設等の指定）

第十三条の四 施行条例第四十条の二の規則で定める児童福祉施設等で避難困難者が入所する施設は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する乳児院、障害児入所施設及び児童心理治療施設に限る。）
- 二 保護施設（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に規定する救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設に限る。）
- 三 老人福祉施設（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する老人デイサービス

センター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームに限る。)

四 有料老人ホーム

五 障害者支援施設

六 福祉ホーム

七 障害福祉サービス事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に規定する生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設

第十四条 削除

第十四条の二 削除

（道路の指定申請書）

第十四条の三 法第四十二条第一項第四号の規定による道路の指定を受けようとする者は、道路指定申請書（別記第十号様式の四）に必要な設計図書その他必要な資料を添えて提出しなければならない。

2 知事は、法第四十二条第一項第四号の規定による道路の指定をするときは、道路指定通知書（別記第十号様式の四）により申請者に通知するものとする。

3 法第四十二条第一項第四号の規定により指定された道路を変更するときは、前各項の規定を準用する。

（道路位置の指定申請書）

第十五条 法第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を受けようとする者は、道路位置指定申請書（別記第十一号様式）に道路位置指定申請図（別記第十二号様式）及び次の各号に掲げる図書を添えて提出しなければならない。

一 申請に係る承諾者の印鑑登録証明書

二 申請に係る土地及び建物の登記事項証明書

2 知事は、前項の規定による申請について位置の指定をするときは、道路位置指定通知書（別記第十一号様式）により当該申請者に通知するものとする。

3 指定された道路の位置又は法第四十二条第二項により指定された道路若しくはその他の既存の私道を変更し、又は廃止するときは、前二項の規定を準用する。

（私道の変更及び廃止）

第十五条の二 指定された道路の位置又は法第四十二条第二項により指定された道路若しくはその

他の既存の私道（以下この条において「私道等」という。）が次の各号のいずれかに掲げる区域内に存在する場合において、私道等の部分について当該各号に掲げる開発行為又は事業の工事の着手があつたときは、法第四十三条の規定に抵触する敷地を生ずる場合を除き、当該私道等の変更又は廃止について第十五条第三項において準用する同条第一項の申請及び同条第二項の措置がなされたものとみなす。

- 一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条若しくは同法第三十五条の二の開発行為の許可を受けた開発区域若しくは同法第六十五条第一項の規定が適用される都市計画事業の事業地 開発行為又は都市計画事業
- 二 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業の施行地区 土地区画整理事業
- 三 旧住宅地造成事業に関する法律（昭和三十九年法律第百六十号）による住宅地造成事業の施行地区 住宅地造成事業
- 四 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業の施行地区 市街地再開発事業
(道路の位置の標示)

第十五条の三 法第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を受けようとする者は、道路の境界を明確にしておかなければならない。

(空地制限の特例)

第十六条 法第五十三条第三項第二号の規定により街区の角にある建物の敷地又はこれに準ずる敷地は、その周辺の三分の一以上が道路又は公園、広場、川その他これらに類するもの（以下この条において「公園等」という。）に接し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものを指定する。

- 一 幅員がそれぞれ四メートル以上の二の道路（法第四十二条第二項の規定により道路とみなされる道で、同項の規定により道路境界線とみなされる線と道との間の敷地の部分を道路として築造しないものを除く。）で、その幅員の合計が十メートル以上のものが内角百二十度以内で交わる角地
- 二 建築物の敷地に接する道路の反対側又は敷地に接して公園等の類があり前号に準ずると認められるもの
(垂直積雪量)

第十六条の二 政令第八十六条第三項の規定により規則で定める垂直積雪量の数値は、三十センチメートルとする。

(建築物の後退距離の算定の特例)

第十六条の三 政令第百三十条の十二第五号の規定により規則で定める建築物の部分は、当該建築物の敷地内の建築物の一部で、法第四十四条第一項第四号の規定による許可を受けた公共用歩廊その他政令第百四十五条第二項に規定する建築物に接続する部分とする。

(敷地面積の規模)

第十七条 政令第百三十六条第三項ただし書の規定により規則で定める敷地面積の規模は、次の表の上欄に掲げる用途地域の区分に応じ、当該下欄に掲げる数値とする。

用途地域	敷地面積の規模 (単位 平方メートル)
商業地域	五〇〇

(指定申請書及び認定申請書)

第十八条 法第三条第一項第三号の規定による指定を受けようとする者は、保存建築物指定申請書(別記第十二号様式の二)に必要な設計図書その他必要な資料を添えて知事に提出しなければならない。

2 次の各号に掲げる認定を受けようとする者は、認定申請書(別記第十三号様式)を知事に提出しなければならない。この場合において、第二号から第十六号までの認定にあつては、法第六条第一項の規定による確認の申請をする前に認定申請書を提出しなければならない。

- 一 法第三条第一項第四号の規定による認定
- 二 法第四十二条第二項の規定による認定
- 三 政令第百十五条の二第一項第四号ただし書の規定による認定
- 四 施行条例第五条ただし書の規定による認定
- 五 施行条例第七条ただし書の規定による認定
- 六 施行条例第八条ただし書の規定による認定
- 七 施行条例第十二条ただし書の規定による認定
- 八 施行条例第十四条第三項の規定による認定
- 九 施行条例第二十二条の三の規定による認定
- 十 施行条例第二十三条第三項の規定による認定
- 十一 施行条例第三十九条第三項第二号の規定による認定
- 十二 施行条例第四十条第一項第二号の規定による認定
- 十三 施行条例第四十二条第三項の規定による認定

十四 施行条例第四十四条第三項の規定による認定

十五 施行条例第五十条の三第一項ただし書の規定による認定

十六 施行条例第五十一条第五項の規定による認定

3 省令第十条の四の二第一項に規定する認定申請書及び前項の認定申請書には、必要な設計図書を添付しなければならない。

4 省令第十条の二十三第六項の規定により規則で定める図書及び書類は、二以上の工事に分けて行うことの理由書及び申請に係る建築物の計画が法第六条の三第一項又は第十八条第五項の構造計算適合性判定を要するものである場合にあつては、法第六条の三第七項若しくは第十八条第十一項の適合判定通知書又はその写しとする。

5 知事は、第一項の規定による申請について指定するときは保存建築物指定通知書（別記第十二号様式の二）により、第二項の規定による申請について認定するときは認定通知書（別記第十三号様式）により、それぞれ当該申請者に通知するものとする。

（認定建築主の届出書類）

第十八条の二 法第八十六条の八第一項及び法第八十七条の二第一項の認定を受けた全体計画に係るそれぞれの工事の建築主は、当該それぞれの工事に着手したときは、当該それぞれの工事に着手した日から四日以内に認定工事着手届（別記第十四号様式）を知事に届け出るものとする。

2 前項の建築主が当該それぞれの工事を完了した場合には、当該それぞれの工事が完了した日から四日以内に認定工事完了届（別記第十四号様式の二）を知事に届け出るものとする。ただし、法第六条第一項、法第六条の二第一項又は法第十八条第三項若しくは第四項に規定する確認済証の交付を受けた場合については、この限りでない。

3 前二項の規定は、法第八十六条の八第三項（法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の認定を受けた全体計画に係る工事の場合に準用する。

第十九条から第二十二条まで 削除

（書類の閲覧）

第二十三条 省令第十一条の三第一項に規定する書類（以下「書類」という。）の閲覧場所は、次の表の上欄に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げる場所とする。

書類の区分	閲覧場所
建築計画概要書、築造計画概要書、処分等概要書及び全体計画概要書	県土整備部都市整備局建築指導課所属の建築主事の確認（法第六条の二第一項の規定により法第六条第一項

	の規定による確認とみなされるものを含む。以下この表において同じ。)に係るものにあつては県土整備部都市整備局建築指導課、土木事務所所属の建築主事の確認に係るものにあつては当該土木事務所
定期調査報告概要書、定期検査報告概要書(昇降機及び遊戯施設に係るものを除く。)、指定道路図及び指定道路調書	当該建築物、建築設備又は道路の存する区域を所管する土木事務所であつて建築主事が置かれるもの
定期検査報告概要書(昇降機及び遊戯施設に係るものに限る。)	県土整備部都市整備局建築指導課

2 書類の閲覧日は、次の各号に掲げる日以外の日とする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日
- 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(前号に掲げる日を除く。)

3 書類の閲覧時間は、午前九時から午後五時までとする。

4 知事又は土木事務所の長は、前二項の規定にかかわらず、書類の整理その他の理由により、閲覧させないことがある。この場合においては、あらかじめ、その旨を閲覧場所に掲示する。

5 書類を閲覧しようとする者は、書類閲覧申込票(別記第十五号様式)を提出して知事又は土木事務所の長の承認を得なければならない。

6 閲覧者は、書類を閲覧場所以外の場所に移動させてはならない。

7 知事又は土木事務所の長は、前二項の規定に違反する者、係員の指示に従わない者又は書類を汚損若しくはき損するおそれがあると認められる者に対しては、閲覧を拒否し、又は中止させることができる。

(計画通知書への準用)

第二十四条 第二条、第六条及び第九条から第十一条までの規定は、法第十八条の規定による計画通知書の場合に準用する。

(建築協定の認可の申請等)

第二十五条 法第七十条第一項又は法第七十六条の三第二項の規定による認可を申請しようとする者は、建築協定認可申請書(別記第十六号様式)に次の各号に掲げる図書(法第七十六条の三第二項の規定による認可の申請にあつては、第三号及び第五号に規定する書類を除く。)を添えて

知事に提出しなければならない。

- 一 建築協定書 四通
 - 二 建築協定を締結しようとする理由を記載した書類 二通
 - 三 建築協定の認可の申請者が当該建築協定を締結しようとする者の代表者であることを証する書類 一通
 - 四 建築協定区域及び建築協定区域内の地形地物を表示する図面 四通
 - 五 建築協定区域に係る土地の地名地番及びこれに対応する土地の所有者等（法第七十七条の規定による建築物の借主を含み、土地の共有者又は共同借地権者にあつては、それぞれの持分が過半に達する者をいう。以下この号、第二十五条の三第二項、第二十五条の四及び第二十七条第一項において同じ。）の全員の住所、氏名を記載した書類、土地の所有者等の建築協定に関する合意を証する書類及び印鑑登録証明書並びに土地の所有者等に関する登記事項証明書（登録又は登記がない場合は、本人又は権利者であることを証する書面。第二十五条の三、第二十五条の四及び第二十七条第一項において同じ。） 各一通
 - 六 建築協定に定める基準に係る規制の内容を説明する図書
 - 七 その他必要な資料
- 2 前項第一号の建築協定書において建築協定区域隣接地を定める場合は、同項各号に掲げる図書のほか、同項の申請書に次の各号に掲げる図書を添えなければならない。
- 一 建築協定区域隣接地を定める理由を記載した書類 二通
 - 二 建築協定区域隣接地の区域及び区域内の地形地物を表示する図面 四通
 - 三 建築協定区域隣接地に係る土地の地名地番を記載した書類 一通
- 3 知事は、法第七十条第一項の規定により認可したときは、建築協定認可通知書（別記第十六号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（借地権が消滅した場合等の届出）

第二十五条の二 法第七十四条の二第三項の規定による届出をしようとする者は、借地権等消滅届（別記第十六号様式の二）に、同条第一項の場合においては借地権が消滅したことを証する書面及びその借地権の目的となっていた土地の位置を表示する図面を添えて、同条第二項の場合においては換地処分を証する書面及び仮換地指定されていた土地の位置を表示する図面を添えて知事に届け出なければならない。

（建築協定の認可等の公告のあつた日以後建築協定に加わる場合の届出）

第二十五条の三 法第七十五条の二第一項の規定により建築協定に加わろうとする者は、建築協定

加入届（別記第十六号様式の三）に建築協定に加わる旨の意思を表示した書類及び印鑑登録証明書、その土地の登記事項証明書並びにその土地の位置を表示する図面を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、土地の共有者にあつては、それぞれの持分が過半に達する者の代表者がそれらの者の住所及び氏名を記載した名簿、建築協定に加わる旨の意思を表示した書類及び印鑑登録証明書、その土地の登記事項証明書並びにその土地の位置を表示する図面を添えて知事に提出するものとする。

2 法第七十五条の二第二項の規定により建築協定区域隣接地の区域内の土地の所有者等で建築協定に加わろうとする者は、建築協定加入届に当該土地の地名地番並びにこれに対応する土地の所有者等の全員の住所及び氏名を記載した書類、土地の所有者等の建築協定加入に関する合意を証する書類及び印鑑登録証明書並びに土地の所有者等に関する登記事項証明書を添えて知事に提出するものとする。

（建築協定が効力を有することとなつた時期の届出）

第二十五条の四 法第七十六条の三第五項の規定により建築協定が効力を有することとなつたときは、直ちに建築協定開始届（別記第十六号様式の四）に、新たに土地の所有者等となつた者の土地又は建物の登記事項証明書及び当該土地の所有者等となつた者の土地の位置を表示した図面を添えて知事に届け出なければならない。

（建築協定の変更の認可申請等）

第二十六条 第二十五条の規定は、法第七十四条（法第七十六条の三第六項において準用する場合を含む。）の認可の手續に準用する。

（建築協定の廃止の認可の申請等）

第二十七条 法第七十六条第一項（法第七十六条の三第六項において準用する場合を含む。）の認可の申請をしようとする者は、建築協定廃止認可申請書（別記第十六号様式）に次の各号に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 認可（変更の認可を含む。）を受けた建築協定書
- 二 建築協定を廃止しようとする理由を記載した書類
- 三 建築協定の廃止の認可の申請者が当該建築協定を廃止しようとする者の代表者であることを証する書類
- 四 建築協定区域に係る土地の地名地番及びこれに対応する土地の所有者等の全員の住所、氏名を記載した書類、土地の所有者等の建築協定の廃止に関する合意を証する書類及び印鑑登録証明書並びに土地の所有者等に関する全員の登記事項証明書

五 その他必要な資料

- 2 知事は、法第七十六条第一項の規定により認可したときは、建築協定廃止認可通知書（別記第十六号様式）により当該申請者に通知するものとする。